

議案第五六号

三朝町取立旅費支給條例の一部を次のように改めるものとする。

昭和三十一年六月二十九日提出 三朝町長 坂出雅

昭和三十一年六月二十九日議決 三朝町議会議長 天野彦

原案可決

昭和三十一年三朝町條例ヲ

号

三朝町取立旅費支給條例の一部を改正する條例

別表第一表中「正分欄の内「保健婦」とあるを「保健婦」に「嘱託産員を
嘱託産員、調理士」に改める。

附 則

この條例は公布の日より施行し昭和三十一年四月一日より適用する。

